

宮崎市条例第1号

宮崎市深夜における花火の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、宮崎市環境基本条例（平成9年条例第15号）の本旨に基づき、深夜における花火について必要な規制を行うことにより、地域の静穏を保持し、及び市民等の安全で良好な生活環境を確保するとともに、市及び市民等が協働して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者又は市内を通過する者をいう。
- (2) 公共の場所 海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする場所をいう。
- (3) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。
- (4) 花火 がん具煙火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火をいう。以下同じ。）の爆発又は燃焼をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民等、公共の場所の管理者、関係行政機関及び関係団体と密接に連携することにより、その施策が効果的に実施され、この条例の目的が達成されるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(がん具煙火を販売する事業者の責務)

第5条 がん具煙火を販売する事業者は、次条に規定する責務及び第7条に規定する深夜における花火の規制について、がん具煙火の購入者に周知を図るよう努めなければならない。

(花火をする者の責務)

第6条 何人も、公共の場所において花火をするときは、その周辺地域の静穏を害することがないように配慮するとともに、残火を始末し、及び燃え殻その他のごみを適正に処分しなければならない。

(特別対策区域の指定)

第7条 市長は、公共の場所のうち、深夜に花火が行われることにより、地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼし、巡回その他特に対策を講ずる必要があると認められる区域を深夜花火特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、特別対策区域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。特別対策区域を変更し、又はその指定を解除する場合についても、同様とする。

3 何人も、特別対策区域内においては、深夜に花火をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを燃焼させる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に支障がないと認めた場合
(勧告及び命令)

第8条 市長は、前条第3項の規定に違反して花火をする者に対し、花火の中止その他必要な措置を採るべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条の規定に基づく命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成26年10月1日から施行する。